

複写機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

平成11年3月31日通商産業省告示第193号（廃止・制定）

平成16年1月22日経済産業省告示第8号（一部）

平成18年3月29日経済産業省告示第49号（一部）

平成25年3月1日経済産業省告示第33号（全部）

平成25年12月27日経済産業省告示第269号（一部）

平成29年3月28日経済産業省告示第54号（一部）

平成31年3月29日経済産業省告示第68号（一部）

1 判断の基準

- (1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第5号に掲げる複写機（以下「複写機」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成28年4月1日に始まり平成29年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する複写機のエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した値が同表の右欄に掲げる数値を上回らないようにすること。

複写機の種別	区分	基準エネルギー消費効率
	複写速度	
A 4機	毎分10枚以下	11
	毎分11枚以上20枚以下	17
	毎分21枚以上30枚以下	69
	毎分31枚以上40枚以下	88
	毎分41枚以上50枚以下	123
	毎分51枚以上60枚以下	144
	毎分61枚以上70枚以下	180
	毎分71枚以上80枚以下	200
	毎分81枚以上85枚以下	258
B 4機	毎分10枚以下	17
	毎分11枚以上20枚以下	20
	毎分21枚以上30枚以下	85
	毎分31枚以上40枚以下	108
	毎分41枚以上50枚以下	151
	毎分51枚以上60枚以下	176
	毎分61枚以上70枚以下	221
	毎分71枚以上80枚以下	246
	毎分81枚以上85枚以下	317
A 3機	毎分10枚以下	19
	毎分11枚以上20枚以下	55
	毎分21枚以上30枚以下	99
	毎分31枚以上40枚以下	125
	毎分41枚以上50枚以下	176
	毎分51枚以上60枚以下	205
	毎分61枚以上70枚以下	257
	毎分71枚以上80枚以下	286
	毎分81枚以上85枚以下	369
A 3 Y機	毎分10枚以下	27

	毎分11枚以上20枚以下	77
	毎分21枚以上30枚以下	139
	毎分31枚以上40枚以下	175
	毎分41枚以上50枚以下	246
	毎分51枚以上60枚以下	287
	毎分61枚以上70枚以下	383
	毎分71枚以上80枚以下	433
	毎分81枚以上85枚以下	483

備考1 「A4機」、「B4機」、「A3機」及び「A3Y機」とは、それぞれA四判の短辺、B四判の短辺、A三判の短辺及びA三判の長辺を最大通紙幅とする複写機をいう。

備考2 「複写速度」とは、A四判普通紙へ連続複写を行った場合の1分当たりの複写枚数とする。

(2) 製造事業者等は、目標年度（平成29年4月1日に始まり平成30年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する複写機のエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した値が同表の右欄に掲げる数値を上回らないようにすること。

区分			基準エネルギー消費効率
区分名	複写機の種別	複写速度	
1	A4機	毎分13枚以上20枚以下	17
2		毎分21枚以上30枚以下	69
3		毎分31枚以上40枚以下	88
4		毎分41枚以上50枚以下	123
5		毎分51枚以上60枚以下	144
6		毎分61枚以上70枚以下	180
7		毎分71枚以上80枚以下	200
8		毎分81枚以上85枚以下	258
9	B4機	毎分13枚以上20枚以下	20
10		毎分21枚以上30枚以下	85
11		毎分31枚以上40枚以下	108
12		毎分41枚以上50枚以下	151
13		毎分51枚以上60枚以下	176
14		毎分61枚以上70枚以下	221
15		毎分71枚以上80枚以下	246
16		毎分81枚以上85枚以下	317
17	A3機	毎分13枚以上20枚以下	55
18		毎分21枚以上30枚以下	99
19		毎分31枚以上40枚以下	125
20		毎分41枚以上50枚以下	176
21		毎分51枚以上60枚以下	205
22		毎分61枚以上70枚以下	257
23		毎分71枚以上80枚以下	286
24		毎分81枚以上85枚以下	369
25	A3Y機	毎分13枚以上20枚以下	77
26		毎分21枚以上30枚以下	139
27		毎分31枚以上40枚以下	175
28		毎分41枚以上50枚以下	246
29		毎分51枚以上60枚以下	287
30		毎分61枚以上70枚以下	383

31	毎分71枚以上80枚以下	433
32	毎分81枚以上85枚以下	483

備考1 「A4機」、「B4機」、「A3機」及び「A3Y機」とは、それぞれA四判の短辺、B四判の短辺、A三判の短辺及びA三判の長辺を最大通紙幅とする複写機をいう。

備考2 「複写速度」とは、A四判普通紙へ連続複写を行った場合の1分当たりの複写枚数とする。

## 2 表示事項等

### 2-1 表示事項

複写機のエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

- イ 品名及び形名
- ロ 区分名
- ハ 複写速度
- ニ エネルギー消費効率
- ホ 製造事業者等の氏名又は名称

### 2-2 遵守事項

- (1) 2-1のハに掲げる複写速度は、A四判普通紙への連続複写を行った場合の1分当たりの複写枚数を整数で表示すること。
- (2) 2-1のニに掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第4下欄に掲げる数値をワット時単位で整数で表示すること。
- (3) 2-1に掲げる表示事項の表示は、性能に関する表示のあるカタログ及び取扱説明書の見やすい箇所に記載して行うこと。

## 3 エネルギー消費効率の測定方法

- (1) 1のエネルギー消費効率は、次の式により算定したものとすること。

$$E = (A + 7 \times B) \div 8$$

この式において、E、A及びBは、次の数値を表すものとする。

E：エネルギー消費効率（単位 ワット時）

A：電源入力後の1時間における消費電力量（単位 ワット時）

なお、電源の入力後、テストチャートを使用して、次の表の左欄の複写機の複写速度に応じて同表右欄に掲げる枚数の用紙の複写を行い、複写終了後、そのままの状態に放置するものとする。放置した際に、オフモード等の低電力モード機能を有する複写機は、その低電力モードで測定することができる。

B：Aの測定後の1時間における消費電力量（単位 ワット時）

なお、Aの測定に引き続いて、直ちに、Aにおいて複写を行う用紙の枚数と同じ枚数の用紙の複写を行い、複写終了後、そのままの状態に放置するものとする。放置した際に、オフモード等の低電力モード機能を有する複写機は、その低電力モードで測定することができる。

複写機の複写速度（枚／分）	複写枚数（枚）
～10	2
11～20	10
21～30	30
31～40	50
41～60	100
61～85	300

- (2) A及びBの測定は、次の定める条件の下で行うものとする。

- ① 周辺温度は、20±2℃とすること。
- ② 周辺湿度は、65±10%とすること。
- ③ 定格入力電圧の変動は、定格電圧の±3%以内とすること。
- ④ 画像倍率を等倍、露光を自動又は適正、その他の設定を工場出荷時の基本設定とすること。

⑤ テストチャートは、A四判であって、画像比率4～7%とすること。

附 則

- 1 この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。
- 2 この告示の2の規定により行うべき表示事項等は、平成二十六年二月二十八日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（平成25年12月27日経済産業省告示第269号）

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第1条（工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準のIの1の(1)の④のイの改正規定（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分を除く。）、Iの1の(2)の④のオ、同(3)の④のイ、同(4)の④のイ、同(6)の③及び同(7)の④のウの改正規定並びにIの2の(2)の(2-2)の④のウ、同(5)の(5-2)の④のイ及び同(6)の(6-2)の④のウの改正規定に限る。）、第2条から第8条まで（題名の改正規定に限る。）、第10条、第11条（エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の1の1-1の改正規定を除く。）及び第12条から第30条まで（題名の改正規定に限る。）の規定は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。

附 則（平成29年3月28日経済産業省告示第54号）

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成31年3月29日経済産業省告示第68号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。